

(仮称) 門真市自治基本条例を考える市民検討委員会

第9回 検討部会 議事録

平成23年5月13日

門真市立文化会館1階ホール

議長：定刻になりましたので、ただいまから第9回（仮称）門真市自治基本条例を考える市民検討委員会検討部会を開催させていただきます。皆さんこんばんは。昨日までの大雨がうそのように良い天気でございます。ただ非常に風が強いですね。その中、皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これから、門真市の自治基本条例ということで、より良いものをつくっていきたいと思っておりますので、なにとぞご協力をお願い申し上げます。それではまず、事務局のほうより連絡事項がございます。よろしくお願いたします。

事務局：それでは、案件に入らせていただく前に本日の資料の確認をさせていただきます。製本コピーしております資料をご用意ください。1ページ目が検討部会の次第、2ページ目から3ページ目が第8回検討部会会議報告書、4ページ目から13ページ目が本日のレジメとしまして自治基本条例の叩き台を載せております。14ページ目から18ページ目までが本年4月に実施しました事業所アンケートの内容と結果について載せております。また、1枚もの別で挟み込んでおります振り返りシートにつきましては部会終了後にご記入いただきまして、机の上に置いてご提出いただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。以上の資料について印刷漏れ等ございましたら事務局までご連絡ください。ございませんでしょうか。

それでは、事務局のほうより、ひとつご提案をさせていただきますと思います。今まで、部会の進行につきまして、傍聴席を入り口の左側にご用意しておりましたが、ぜひ各班が議論されているところも傍聴させていただきますと思ひまして、両サイドに傍聴席を改めてご用意させていただきますと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。そうしましたらただ今より事務局が傍聴席を置かせていただきますのでご協力のほどよろしくお願いたします。

続きまして事務局より、資料として付けております事業所アンケートについて少しお話させていただきますと思います。事業所アンケートにつきましては、市内の企業134件に郵送にてアンケートを送らせていただきまして、回答を57件いただきました。有効回答率が42.

5%となっております。アンケートの内容につきましては、事業所として地域との関わり、協働についてどのように考えているのかということの基本として、アンケートをとらせていただきました。このアンケートを元に、今後条例の全体像の議論であったり、市民の役割等の中での事業所の位置づけにつきまして、議論の参考のひとつとしてご活用いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。ただ今傍聴席をご用意させていただきました。各班の議論が始まりましたら、傍聴されている皆さまにつきましては移動していただきまして、各班がどのような議論をされているかをお聴きいただければと思います。ただご注意いただきたいのですが、なにぶん議論の最中ですので、私語等はお控えいただきまして、各班の議論をお聴きいただきようご協力お願いいたします。よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

議長：ありがとうございました。それでは、本日の案件に移らせていただきます。活発な意見交換を行っていただき、有意義な時間となるようご協力よろしく願い申し上げます。それでは、今後の進行は委員長よりよろしく願いいたします。

委員長：皆さん改めましてこんばんは。お越しいただきましてありがとうございます。それでは早速進めさせていただきます。本日は、自治基本条例前文について30分程度の意見交換と班の発表、それから条例の名称についても30分程度の意見交換と班の発表という予定でさせていただきます。なにぶん会場の都合もあり、時間的制約もあることを事前にご了解いただければと思います。前文につきましては前回、少し方向性の違う班の意見もありましたので、なかなか調整が難しかったというのがありましたので、また本日議論していただければと思います。とりわけ、最初の8行は具体的な文章の提案がありましたので、それをそのまま載せています。括弧の中も提案者の方がどうしましょうかという話がありましたので、楠の問題なんですけれども、そのまま記載させていただきました。それ以下の文章につきましては、ご意見を踏まえまして短縮したところもございますが、どこの班の意見を採用したらいいのか迷うところでありまして、本日ぜひ具体的に修正点、あるいはこう書き加えるべきだという点もご指摘いただければと思います。それでは早速ですけども、30分程度で申し訳ないのですが、おおよそ7時40分ぐらいを目途にご議論をよろしく願いいたします。

それから、先ほどご説明忘れましたが、今回の資料には説明がついておりますが、まだこれから策定部会を含めて5回程度ありますので、その際にまた検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

—4班ごとで条例前文についてディスカッション（約40分）—

委員長：あの、ほとんど時間になりましたけど、後じゃあ数分でまとめてください。

委員長：それでは、申し訳ありませんが時間もきておりますし、おそらく条例名称のところでも議論できるような議論をされているところもありますので、この辺で報告していただけますでしょうか。

委員A：でしたら、そちらの班の発表をさせていただきます。よろしく願いいたします。こちらの班では段落ごとに分けて前文を検討させていただきました。あの、段落ごとに分けて全文を検討したほうが段落ごとにテーマをはっきりさせることができ、まとまりのいい前文になるのではないかという意図で分けさせていただきました。

まず、第1段落目のところなんですけれども、第1段落と第2段落のところは大体同じような、門真市の歴史とか発展してきた背景のところを書いてますのでひとつにまとめたほうがいいのではないかという意見が出ました。それで、薫蓋樟の意見、かっこで書いていただいているところなんですけれども、やはり薫蓋樟の話は自然の恩恵を受けてのところに後に挿入したほうがいいのではないかという意見がありました。後ですね、萱島駅の楠っていう記載があるんですけれども、萱島駅のっていう記載は不要ではないかということですね。まあ、半分門真ではない部分もありますので、特別萱島駅の楠に限る必要はないと思います。で、第2段落目なんですけれども、まず、近代以降大阪市のベッドタウンとして交通網が発達しっていう風書いてあるんですけれども、近代…その後で現代の都市部ではというのが出てきたりですとか、近代以降というのも大きいくりになりますので、近代を消してしまっ、近代以降をそしてに替えて前の文章につなげてしまうという意見もあります。

それで、第2段落に限らず全体なんですけれども、市役所という表記、前のところでも議論されたと思うんですけれども、市民にわかりやすくということで市役所という表記に全体でなってると思うんですが、や

っぱり行政のほうが、市役所以外の行政的なサービスをしていただいている消防署さんですかそういうところもありますので、行政でまとめたほうがいいのではないかと。まあ、わかりやすい市役所と、本来の意味で正しい行政だったら、どちらがいいのかも一度議論したほうがいいのかもしいです。

第3段落目なんですけれども、第3段落目はちょっと色々内容が入りすぎてて、くどいって言い方はちょっとあれなんですけれども、内容がちょっと多いと思います。なので、もう少し絞って、例えば現代の都市部ではというところでは、自然の問題を書いている、その次のところでは社会的な問題が書かれていて、ちょっとあちこち飛んだりするかなってのが感じられました。それで、まあ門真の問題として、全国的な問題のことが書かれているので、門真に限らずですね、こういうことは全国的にも問題となっておりますので、門真が変貌しつつあるですか、自然と調和した門真の再生ってなってますけど、あんまり門真に悪いイメージを持たせてしまうのもどうかなということで、全国的な問題は、それはそれで門真の問題に絞らず、門真という表記は外してしまったほうがいいと思います。それで、自然と調和した門真の再生っていうところを、それを踏まえて、自然と調和したまちの再生にかえてしまうというのに変えてしまうというのはいかがでしょうかという意見がありました。門真のところをまちにしてしまうということなんですけれども。後ですね、急速な乱開発によりふるさと門真が変貌しつつありってというのは削除したほうがいいのではないかと。前の意見を受けまして、そういうお話もありました。

最後、第4段落なんですけれども、2行目のところですね、市民から信頼されという表記があるんですけれども、市民から信頼されというのがどういう主語なのか、これは市民から信頼される開かれた議会や市役所ということに係っているのかわかりませんが、前の文で市民を起点とする自律発展都市という形で市民が主語になっている形がありますので、その後で市民から信頼されというのは、ちょっと主語がねじれたような印象を受けます。後、もっと根本的な話で出たのがですね、最後の段落のところでは総合計画の話が出てくると思うんですけれども、総合計画が目指すまちづくりをより実効性のあるものにしていくための自治基本条例というような流れになってくると思うんですけれども、自治基本条例は本来総合計画より上に、憲法であることですから、自治基本条例を実現するための総合計画であって、逆ではないかと。4段落目のところが総合計画のための自治基本条例とになってしまっていると思うので、それはちょっと直したほうがいいような気がします。

後、みなさんに読んでいただかないといけない文章なので、ちょっと難しい単語はなるべく外していきたいという思いがありまして、自律発展都市というのはいいとは思いますが、難しいのでちょっと不勉強なところもあるんですけど、わかりづらいなと思います。そういうことがちょっと意見として出ました。これで発表を終わります。ありがとうございました。

委員長：ありがとうございます。用語で市役所は総合計画で市役所を使っているので、その整合性を考えたのですが、深く検討していきたいと思えます。何かご質問ございますか。では次お願いします。

委員B：わが班でも、先ほどの班と同じように段落ごとに1段落から4段落という風に簡単にまとめさせていただきました。まず、1段目なんですけれど、門真市の歴史っていうのは、なかなかこの会だけで話し合っただけでまとめるというのは難しいと思うので、例えば、もうちょっと事務局のほうで文献等を調べていただいてまとめていただくのはどうかという意見が出ました。ただ、やはり、門真市の木、楠っていうのは門真市の木として重要な位置づけであると思いますので、ぜひ入れていただきたいなと思います。

続きまして2段落目の2行目なんですけど、先人達の努力と郷土愛の結晶としてわがまち門真があります、ここの部分なんですけれど、先人達の努力と郷土愛っていうのがなかなかどういったものか見えにくい部分もあると思いますし、結晶とまでいえるような現在の門真があるのかなというのが、ちょっと私たちの中ではわからなかったんで、削除したらどうかという意見が出ました。

続きまして3段落目なんですけれど、真ん中くらいの住んでよかったと思えるまち、こちらなんですけれど、これを誇りを持って住み続けたいと思えるまちに。住んでよかっただと、過去形のように感じるので、これからずっと住み続けたいというのがやはり必要なことと、住み続けたいをいれたらどうかという意見です。

続きまして子ども達が将来に希望を持てるというところなんですけど、こうなると子ども達が、主というか、主語になるような感じがするので、私たち大人が子ども達の未来を責任を持って作り上げていくことが必要ではないかということで、子ども達の未来に希望を持てるまちという風に変えるのはどうかという意見が出ました。それで、住み心地のいいまちというのは、さきほどの住んでよかったと思えるまちの住み続けたいまちと被るのでこれは削除するのはどうかという意

見が出ました。

後、続いて、多様な人の縁と地域の絆という部分なんですけれど、多様な人っていうのがやっぱりどういう人なのか見えにくい部分があるので人と人とのつながりという風に変えるのはどうかなという意見が出ました。

続きまして、4段落目なんですけれど、さきほどもちょっと出ましたが自律発展都市というのがなかなかわかりづらいので、これはもうちょっと違う言葉なり、わかりやすい言葉なりに変えていただきたいと思います。この言葉だけでなく、地方分権の進行とともにっていうこの一文自体がちょっと難しいなという意見もありましたので、もうちょっと変えていったらどうかなと思います。後、下から3行目のみんなの手で協働する社会の発展をとという部分なんですけれど、とりあえずその前の文章でそれぞれの強みを活かし、足らずを補い合っているような部分で協働の概念というのはある程度書かれているので、ここであえて協働の概念を入れる必要はないので、逆にわかりにくくなっているので、ここはスパッと外して相互に見える形で社会の発展を追及していきますというような形にするのはどうかなという意見が出ました。以上です。

委員C：文章内における違和感を感じたものをこうするほうが良いというのは、さきほどまで出てきたものとほとんどかわりません。住み心地であったりとか、自律発展都市だとかに関しては、本当に確かにそうですね。もっとわかりやすくするとか、もう少し理解しやすいものにするとか、文章を少し変えててみようとか、少し本末転倒な文があるんじゃないかというところを含めてほとんど同じです。ちょっと美辞麗句を並べたてる条例が多いのではないかという意見が出ました。僕も確かに思います。ただ、僕としてはいい部分も入れたかったので、前回のような前文の頭に歴史の部分を入れさせてもらったんですけれど。そこにひとつ付け加える形で義人というのがありますけど、見習うべきものです。こういう今のボランティアに通じるものが多分ここにくると思うんですけれど、義人、人の歴史を加えるというところを、ちょっと思いを伝えていただきたいと思いますと思うんですけれども。

委員D：このですね、今まで2グループの方にお話いただきましたけれど、あえて門真の悪いところを表現しないとか、景観とかそういったまじのいいところを出すという条例にされてます。他の自治条例見ましたら、松下啓一さんの本なんかでいいましたらわかるんですけど、どれ見て

もいいことばかり、きれいなことばかりしか書いていない。もちろんきれいなのは大事です。それはわかりますけれど、門真のまず言いたいのは景色じゃないと。自治というのは人間です。人がどう生きてきたかですから。このまちは本当に昔農村でして、昔、立派な農民がたくさんいた。なんていうんですかね、自分の命をかけてですね、水が畑に来ないように逃がしてみたり、そういった義人の方もいらっしゃいましたし、忘れてはいけないのは幣原喜重郎先生です。この方は、戦前本当にバッシングされまして、弱気の幣原でしたけど、戦後やっぱり評価されていく。ずっと趣旨一貫として門真の人間の歴史ということに関して自治基本条例に入れていくべきだろ思うし、自治というのはまさに人間の生き方ですから。僕らは入れてほしいと思います。3段落の中に書いてますけど、最近は義務や責任を放棄する方が多いと書いてあります。ここらのところ、まさに奉仕の心とかボランティアというのが立派な農民の代表の方、義人といわれますけど、こういう方の歴史がこのまちにはある。ここらが抜けていると思いました。

そして、問題点ですけど、門真の悪いところをあえて表現しないほうがいいんじゃないかという話がありましたけれど、自治条例というのは変えたらいいんです。変わったら変えたらいいと思います。今の段階で悪いところが出てるのは教育の問題と、やっぱりこの所得。この所得はわずか勤労者に310万円しかないというのが現状です。生活保護の人入ってません。それだけ低い所得で、仕事なくて、困っている方が多いという、これが現状です。これを変えていくという意味ではっきりと問題点をクローズアップしないとだめだと思います。そのためにこうするんだよというのが自治基本条例だと思います。このきれいな文、立派な文なんですけれど、もう1回よく見直して、僕はもう半分くらい変えていったほうがいいんじゃないかなというような気持ちです。そういう話しましたら、みなさんそうだなという風に興味をいただきましたので参加させていただいてますのでみなさんもお意見があるかと思うんですけども。

委員C：これ、本当に私見で一応話の中にも出てきたんですけど、前文の適正な長さはどのくらいかわからないんですけど、まず、僕が前回言わせていただいたこの環境的な歴史、これがひとつ。それからこういう擬人というべき人がいてるという人の歴史がひとつ。それでそういう歴史があって、じゃあ今はどうなの、問題点はどうなのっていう課題を示すのがひとつ。もしこれが長くなるようであれば前文は切り離して別個に作ってもいいんじゃないかなと僕の頭にはあって会議の中で言

わせていただきました。

委員E：議論した中ででましたのが、主には5つあります。まず、1つ目が楠の話はどこに入れるのかという話なんですけれども、1段落目が自然のことに触れているので1段落目に入れるのがちょうどいいのかなというところで、栽培も盛んでの後か、大阪のまちと連りの後に入れるのがいいかという意見が出ました。

2番目に、3段落目のパートなんですけれど、9行目以降になるんですけど、ちょっとマイナスな印象を受ける、自虐的な印象を受けるという意見がありまして、もうちょっと表現を変えたほうがいいのかという意見がありました。とくに10行目、また自己の権利ばかりを主張しというところなんですけど、ここは極端な印象を受けるので変えた方がいいのではないかという意見がありました。次に3番目ですね。子ども達、安全安心、教育力の向上というフレーズをどこかに入れられるのであれば入れたほうがいいのかという意見がありました。

4番目ですね。後半のほうになってまちづくりというフレーズが出てくると思うんですけど、例えば下から数えて6行目ですね。まちづくりという表現の仕方、何種類かあると思います。例えばひらがなのまちづくりと漢字で書くまちづくりがあって、またそれぞれ意味が偏ってしまうように捉えられる可能性があるので、ここはまちづくり以外に置き換えられる言葉があるならそれもちょうと考えた方がいいのではないかという意見がありました。後、下から数えて3行目のみんなが共有すべきまちづくりのルールとしてというところがあると思うんですけど、この条例は門真市の憲法に位置づけられる条例なので、重みを持たせるという意味で自治体の最高規範としてという言い方に変えたらいいのではないかという意見がありました。

委員F：ちょっと一点だけ。最後の自治体の最高規範というフレーズなんですけれど、もう全文に既に入っている門真市の憲法としてこの自治基本条例を制定しようという趣旨で今の前文になってますので先ほど、前に発表された班の中でも、この自治基本条例がまちづくりのルールとしてあって、その下に総合計画が組み立てられていくんだというような意思でやっていく部分がなんか、逆さまになっているようでという意思でそこらへん明確にする必要があるんじゃないかという意見もあったので、そこら辺がですね、自治体の最高規範ということであれば、総合計画よりもまさしく最高の規範ですのでこの自治基本条例があっ

てその元で総合計画が作られて、まちづくりのルールとして活かされていくという位置づけで理解できるのかなど。他の班にもありました難しい言葉が多いってというような部分も差し障りあるんですけど、明確に表記するとしたら最高規範であるというフレーズは入れといたほうがいいのかと思いました。以上です。

委員長：どうもありがとうございます。これから修正がより重要になるような気がしてならないんですけど、まだ後5回くらいありますので、策定部会を含めて。また色々と揉んでいただければいいなと思います。今、おそらく用語等含めて色々議論が出てきたところは、条例の名称の位置づけにも関わってきますので、30分で条例の名称について議論していただけますでしょうか。例えば、箕面市まちづくり理念条例、大東市自治基本条例、池田市みんなで作るまちの基本条例、色んな名称があります。おそらく名称は中身とも非常に関わってくるのではないかなど、さきほどまちづくりの議論がありましたが、名称はやっぱり中の方針・方向性にも関わってきますので、30分程度ですが条例の名称をどうするかというところの議論をお願いします。

—4班ごとで条例名称についてディスカッション（約30分）—

委員長：ではよろしく願いいたします。

委員G：何も言うことはないかと思います。もうこれです。わかりやすいでしょ。だって、市民の税金とかを使って市民のためにやっていただいているのかな。ここ3年ぐらいですよ、私。自治会をずっとやってこられた方とかPTAの会長とかやってこられた方の話を聴いたりすると、ええ？って。一生懸命働いて税金を払って、国民健康保険も一生懸命払って、そういう方は門真を引っ越したくなりますよ。わかります？あれ、わからない顔してらっしゃるけど…だからもうこれですね、他から拝借して申し訳ないですが、本当にわかりやすいんじゃないかなと思います。自治基本条例というと、「自治基本条例」って言うだけで「わからない。市役所でやってくれる。」みたいな感じになるので、自分たちのものだということをね、市民の方みんなにわかっていただきたいというのがあって、これを提案させていただきます。まじめな話です。冗談ではありません。

委員長：はい、ありがとうございました。

委員H：ちょっと書いてる最中なんですけども、私たちの班で話し合ったものをお話させていただきます。まず何故ボードに書いたかといいますと、紙がもったいないというありがたい意見がありましたので、ボードに書かせていただきました。まず、私たちは第1希望、第2希望、第3希望みたいな形で出させていたんですけども、これを考える前にタイトルなんかどうでもいい、それより内容だろうと。私は職員で、職員が言うのも変ですが、タイトルがかっこよくても中身が悪かったら良くないんで、タイトルはどうでもいいんですけど、付けるとしたら、一番無難なのは、門真市まちづくり条例だと思います。が、これはどこでもあるパターンなので、市民参加のまちづくり条例、これは言い換えたら協働のまちづくり条例とかになりますけども、堅苦しい言い方はやめまして市民参加、これが何よりも重要だと思いますので市民参加のまちづくり条例が一番良いんじゃないかと。無難にいくなら門真市まちづくり条例。どこにでもあると思います。後3つ目としてちょっとこれを変えるのだったら門真市民のまちづくり条例。ただこれは、言い方が「門真市民」だったり「門真市民のまちづくり条例」になったり言い方がおかしくなってしまうので、これは考慮する必要があると思います。一番良いのは市民参加を入れるのがベストではないかなという意見でした。以上です。

委員長：優先順位についてありましたね。次お願いします。

委員I：それでは説明させていただきます。まず、最初に門真市自治基本条例という名前で行くと、すごく行政主導のイメージがありますので、そうではなくて、市民が身近に感じられるように「みんなで作る」というような言葉を入れたいということで、最初に「みんなで作る」と入れました。それと、生まれ変わりたいという意識がすごくあるとおっしゃってましたので、じゃあ「新しい」という表現で言葉を入れて、みんなで作る新しいまちの基本条例。それで、条例というのは、門真市の中にすごくいろんな条例がありますので、その条例と同じように思われてはダメなので、その中で最高の条例というのを表すためにどのような言葉があるのかというのを班の中で話したんですけども、ちょっとなかなか良い言葉がなかったのでとりあえず「基本」とは書いているんですが、何か他に最高にピンとくる言葉があればもうちょっと入れたいのですが、とりあえず、門真市みんなで作る新しいまちの基本条例、ということになりました。

委員長：ではそちらの班お願いいたします。

委員J：それでは、簡単に説明させていただきます。まずネーミングということで我が班では色々と議論させていただきました。自治基本条例という言葉なんですけども、市民の方々からしますと自治体の「自治」、地方分権の関係上でのお話という感覚ではなく、自治基本条例という名前がつかますと自治会の細かいルールなんじゃないかというような言い方をよくされておられます。広報かどまで、自治基本条例今やっております、という形で載せていただきました。それを読まれた市民の方々の一部が、自治会の自治基本条例というような捉え方をされておられます。したがって、名は体を表すということで、できる限り皆様方にわかりやすい、なんのための条例であるのかということも踏まえたうえでネーミングをするべきじゃないのかという意見が出されました。で、ああでもないこうでもないといろんな意見が出てきたわけなんですけれども、行き着いたところはひとつ。基本の条例。誰が聞いてもこれは基本の条例だ、という形で、最高規範であるということも踏まえたうえで、基本の条例。ひらがなの「の」がミソなんでございます。「の」がない基本条例という形では味気も何もないんですけれども、基本の条例ということで、あくまで門真市の中で最高に位置する、基本中の基本であるということでの位置づけになろうかと思われれます。という形でシンプルにしてはどうかということでの意見が出されました。いろんな意見が出てきましたが、これを超えるものは出てこないですよ。いろんな名前、まちづくり云々というのが出てきたんですけれども、やっぱり立ち返ってみたら基本の条例。これにかなうものはないなという話が出てきております。ここでおまけとしまして書いていただいたんですが、説明していただけますか。

委員K：先ほど出ていた話と同じで、条例の中の話になるんですけども、総合計画と（仮称）門真市自治基本条例の関係なんですけど、これが、どちらがどちらなんだろうというところがあります。総合計画を推進するための条例というと総合計画の下にぶら下がってるようなイメージがあると。そのことが29条とか1条とか5条に出てくるので、こちらへんはやはり最高規範だということだと、もっと前に出したほうがいいのではないかという話です。先ほどの基本の条例と合わせて言いますと、基本の条例は推進するものではないんですね。やっぱり基本の条例ですので立ち返るものじゃないかということで、常に立ち返ると

という意味でもこの基本の条例という名前は非常に魅力的だなと私も個人的に思っております。以上です。

委員長：ありがとうございました。ちょっと質問なのですが、「門真」の名称を入れなくても良いということですね。

委員K：はい。「門真」も「自治」もなく、ただの「基本の条例」です。

委員長：はい。どうもありがとうございます。いくつか名称も出てきて、名称に込められた気持ちもありますので、これをどういう形で最後集約していくか非常に難しいんですけども、条例の名称と条文のバージョンを複数にしながらまた考えていけるかなと思います。総合計画と自治基本条例の位置づけというのは非常にさまざまな解釈があって、横串に置くのか、頂点に置くのかという大きくは2つの議論が私どももありますので、このへんもまた皆さんと一緒に、総合計画と自治基本条例の位置づけについても議論していきたいなと思います。今日、いつも主張される方はいらっしゃらないんですけども、また色々ご意見伺いながら、よろしく願いいたします。
ということで複数バージョンを考えながら今後進めていければと思っておりますので、このへんで議長に。

議長：はい、皆さんたくさんのご意見頂戴いたしましてありがとうございます。前文の部分とネーミングの件ですね、これに関しては、皆さんのそれぞれの思いというものが盛り込まれるという風に感じております。ですから、いい加減な形で取り組むのではなく、真剣にきちっと決めさせていただきたいと思っております。今後ともよろしく願い申し上げます。
それでは、ここで全般的に皆さんから何かありましたら挙手いただけますか。はい、お願いします。

委員B：今日の会議では、各班から出た意見に対する討論という形にはならなかったのですが、今回出た意見はやはり反対の意見もあったかと思うんですね。それは検討部会ではなく策定部会のほうで考えられてまとめられるということではないのでしょうか。

議長：基本的にはそういう形になります。検討部会では様々な意見を出し尽くすだけ出していただくと。いっぱい問題点があるかと思うのですが、

そういうものを考えるだけ考えていきたい、というのがこの検討部会という位置づけでございます。よろしいでしょうか。
他に何かございますでしょうか。はい、お願いします。

委員G：策定部会で決めてしまうということではないと思うんですけどね。

議長：もちろんそうです。他に何かございますか。よろしいでしょうか。
それでは、事務局から、お願いいたします。

事務局：はい、それでは日程なんですけれども、次回の検討部会につきましては6月5日日曜日、午後2時から、門真市民プラザ2階 生涯学習センター多目的室で行います。なお、11回の検討部会なんですけれども、検討部会は今議長よりご説明ありましたとおり、自治基本条例の課題について議論をしていただく会となります。で、第10回検討部会のテーマが自治基本条例の全体像をまとめるということで、この進捗状況によりましては11回の検討部会については、6月5日にまた改めて日程等お話をさせていただければという風に思っております。また、お配りしております資料の中に振り返りシートを入れております。この後、少し時間取らせていただきますので、ぜひ本日の感想等も踏まえまして、また、自治基本条例についてこの点はまだ不足しているのではないかとといったような条例に関する感想等も含めましてご記入、ご提出いただきたいと思います。それらも含めまして、次回の検討部会の検討材料とさせていただきますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上です。

—事務局より日程確認。第11回検討部会は6月5日（金）
の第10回検討部会において検討していただくことを説明—

議長：はい、ありがとうございました。それでは、9時までまだ10分ございます。従いましてこの後、一旦は会議を閉めさせていただきますが、振り返りシートのご記入等お願いいたします。
全般通しまして何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。他にご質問がないようでしたら、本日の検討部会はこれで終了させていただきますと…はい。

委員長：6月の5日の日は3時間を予定してもよろしいですか。

事務局：会場は5時までですので、長くて2時間半で…

委員長：いつも2時間では短いので、せっかく昼から開催されるので少し長めに…そうですね。

議長：はい、ありがとうございます。それでは本日の検討部会はこれで終了させていただきたいと思います。どうも皆さんありがとうございました。

委員：ありがとうございました。